

臨時總會議案書

日時／ 令和6年9月26日（木）14時～

場所／ シティホテル美濃加茂



一般社団法人 中濃法人会

関市西本郷通2丁目1番22号

ミュトステナント302号

TEL : 0575-24-2341

FAX : 0575-23-6070

e-mail : c-houjin@he.mirai.ne.jp

一般社団法人 中濃法人会

臨時総会 次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選任
- 5 議事
第1号議案 定款変更(案)の承認の件
- 6 閉会のことば

一般社団法人中濃法人会 定款 変更案（新旧対照表 抜粋）

現	変更案
<p style="text-align: center;">一般社団法人中濃法人会 定款</p> <p>第4章 総会 （招集）</p> <p>第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。</p> <p>（議長）</p> <p>第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人中濃法人会 定款</p> <p>第4章 総会 （招集）</p> <p>第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p><u>2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長が総会を招集する。</u></p> <p><u>3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p> <p><u>4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。<u>会長が選任されていない場合又は会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。</u></p>

第6章 理事会
(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会
(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。